

令和8年第2回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

議案番号	件名	説明	内容
1 41	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
2 42	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
3 43	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
4 44	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
5 45	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
6 46	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
7 47	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
8 48	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
9 49	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
10 50	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
11 51	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
12 52	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	

13	53	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
14	54	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について【当初議案】	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。	
15	55	武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.134）【当初議案】	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。 武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動用のピラ作成及びポスター作成に係る公費負担の限度額の引上げを行う。	
16	56	武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例（例規類集P.1173）【当初議案】	地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴うほか、所要の改正をするものである。 地方税法の改正等に伴い、以下の改正等を行う。 ・固定資産税及び都市計画税の免税点の引上げ ・特別特定建築物のうち、一定の家屋についてわがまち特例の割合を定める規定の新設 ・その他地方税法等の改正に伴う規定整備	
17	57	令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）【当初議案】	◎3658万1千円補正増 （補正後の予算額946億4658万3千円）	
18	58	武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（例規類集P.1014）【当初議案（2）】	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 葬祭補償の額の定額部分の改正（315,000円→330,000円）	
19	59	物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について【当初議案（2）】	市庁用車により発生した物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。	
20	60	市道第17号線電線共同溝整備工事請負契約【当初議案（2）】	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。	

2 文書による報告のみを行うもの

1	令和7年度武蔵野市一般会計繰越明許費繰越計算書	
---	-------------------------	--

※ 報告のうち、「議会の指定による事項の専決処分（30万円以下の損害賠償額の決定又は和解）」及び「5000万円以上1億5000万円未満の工事請負契約」は、議会開会中に随時報告することが可能であるため、追加提出が発生する可能性がある。